

## 徳島市職員不祥事防止対策会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 徳島市職員の不祥事防止の徹底を図るため、徳島市職員不祥事防止対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 不祥事防止対策の検討及び推進に関すること。
- (2) 不祥事防止に係る具体策等の推進に関すること。
- (3) 不祥事未然防止のための職場状況の収集及び意見交換に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項のほか、会議が必要と認める事項

### (組織)

第3条 会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

- 2 議長には市長を、副議長には第一副市長及び第二副市長をもって充てる。
- 3 構成員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

### (議長)

第4条 議長は会務を主宰する。

- 2 議長に事故があるとき、あらかじめ議長が指名する副議長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要の都度議長が招集し、運営する。

### (顧問)

第6条 会議に顧問をおくことができる。

### (その他職員の出席)

第7条 会議において必要があると認めるときは、その他の職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 会議の庶務は、総務部行政管理総室人事課において処理する。

### (部局会議)

第9条 会議を組織する部局又は市長部局に属する部局は、部局内に職員不祥事防止会議を設置して、不祥事を防止するための対策を検討し、その結果を議長に報告するものとする。

### (その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月30日から施行する。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月22日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長

消防局長

教育長

水道局長

交通局長

病院局長